

# 低所得者への支援対策について（給付金）

## 【A】電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金



- 【給付額】 1世帯あたり7万円
- 【対象者】 世帯全員の令和5年度分の住民税均等割が非課税である世帯
- 【受付終了】 令和6年4月30日(火)をもって受付終了

## 【B】重点支援給付金（住民税均等割のみ課税世帯）



- 【給付額】 1世帯あたり10万円
- 【対象者】 令和5年度分の住民税均等割のみが課されている者のみから構成される世帯 又は 住民税均等割のみが課されている者と住民税均等割が課されていない者のみで構成される世帯  
※住民税均等割が課税されている者の扶養親族等のみで構成される世帯等は対象外です。  
※住民税均等割のみ課されている者とは、住民税のうち均等割（羽曳野市の場合、年額5,300円）のみ課税されている方です。
- 【申請方法】 送付された確認書を返送あるいは確認書に同封の二次元コードからオンライン申請（マイナンバーカード必須）
- 【申請期限】 令和6年6月10日(月)必着

## 【C】重点支援給付金（こども加算）



- 【給付額】 こども1人あたり5万円
  - 【対象者】 【A】または【B】の給付金を受給した世帯で18歳以下の児童を扶養している世帯  
※平成17年4月2日以降に生まれた児童・令和6年5月31日までに出生した児童も対象となります。
  - 【申請方法】 【A】または【B】の給付金の支給後、支給翌月末を目途に通知を送付（プッシュ方式・原則申請不要※）
  - 【申請期限】 【A】の給付金（7万円）受給世帯…令和6年6月28日(金)必着  
【B】の給付金（10万円）受給世帯…令和6年7月31日(水)必着
- ※別世帯の18歳以下である児童を扶養している、又は基準日以降、羽曳野市から転出し令和6年5月31日までに児童を出生された世帯の方は申請が必要になります。

【問合せ】  
羽曳野市価格高騰重点支援給付金コールセンター  
☎ 072-947-4140（平日 9:00～17:00）

ABCいずれの給付金も、基準日（令和5年12月1日）時点で羽曳野市に住民登録がある世帯が対象です。  
※ABCの給付金は、所得税などの課税および差押の対象となりません。

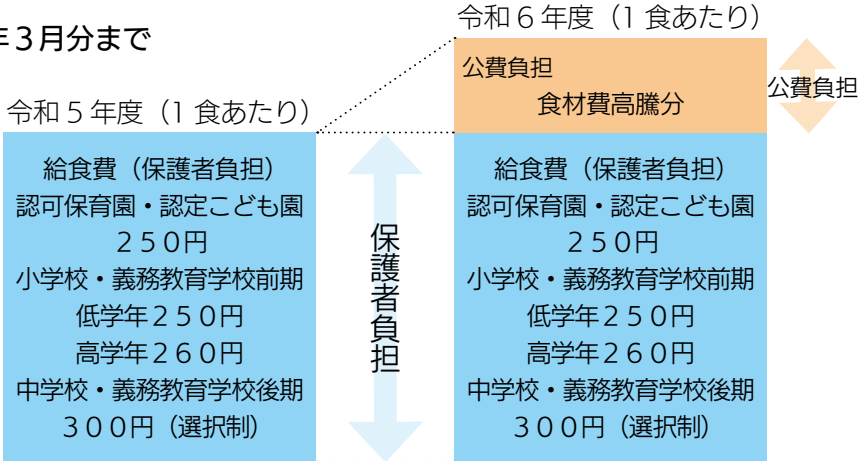
申請期限にご注意ください  
①郵送申請の場合、配送に日数を要するため、申請期限内に届かない場合があります。  
②オンライン申請の場合、事前に公金受取口座の登録が必要です。登録手続きに時間を要する可能性があります。  
①②ともに、余裕をもってお手続きください。

## 令和6年度認可保育園・認定こども園・市立学校園における市独自の給食費支援について

本市の認可保育園・認定こども園・市立学校園の給食では、食材の購入にかかる経費を、給食費として保護者の皆様に負担していただいております。  
昨今の物価高騰により、給食で使用する食材の価格にも影響がみられます。  
令和6年度においては、保護者の負担を増やすことなく、質や量を保った給食を提供するため、市独自施策として食材費高騰分に対する公費支援を行うことといたしましたので、お知らせします。  
引き続き、安全安心で栄養バランスのとれたおいしい給食の提供に取り組んでまいりますので、保護者の皆様のご理解ご協力をよろしくお願いいたします。

○期間：令和6年4月分から令和7年3月分まで

○公費負担（1食あたり）のイメージ  
※保護者負担額（給食費）は変わりません。



↓給食に関するお問い合わせ↓

認可保育園・認定こども園：こども保育課  
市立小学校・義務教育学校（前期）：給食センター / 市立中学校・義務教育学校（後期）：食育・給食課